

総務常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	担当課
1	三の丸地区構想の策定について	企画政策課
2	新たな住民窓口サービスについて	戸籍住民課
3	小田原市木質バイオマスエネルギー利用計画について	エネルギー政策推進課

平成29年6月7日

三の丸地区構想の策定について

1 基本的な考え方

- (1) 市民ホールの建設や、小田原箱根商工会議所70周年記念事業における「平成の城下町・宿場町構想」の発表などを踏まえ、将来の三の丸地区全体の整備に向けた構想を、平成29年度中に策定することとする。
- (2) 構想の策定にあたっては、平成21年度に示した「市民ホール建設後、現市民会館用地及びその周辺用地を活用し、周辺地区の回遊を促すガイダンス施設、大手門等の歴史的な環境を生かした広場、駐車場などの整備を進める。」とした、三の丸地区の整備方針を基本とする。

2 検討体制

(1) 会議名

三の丸地区構想策定検討会議（平成29年4月設置）

(2) 構成員

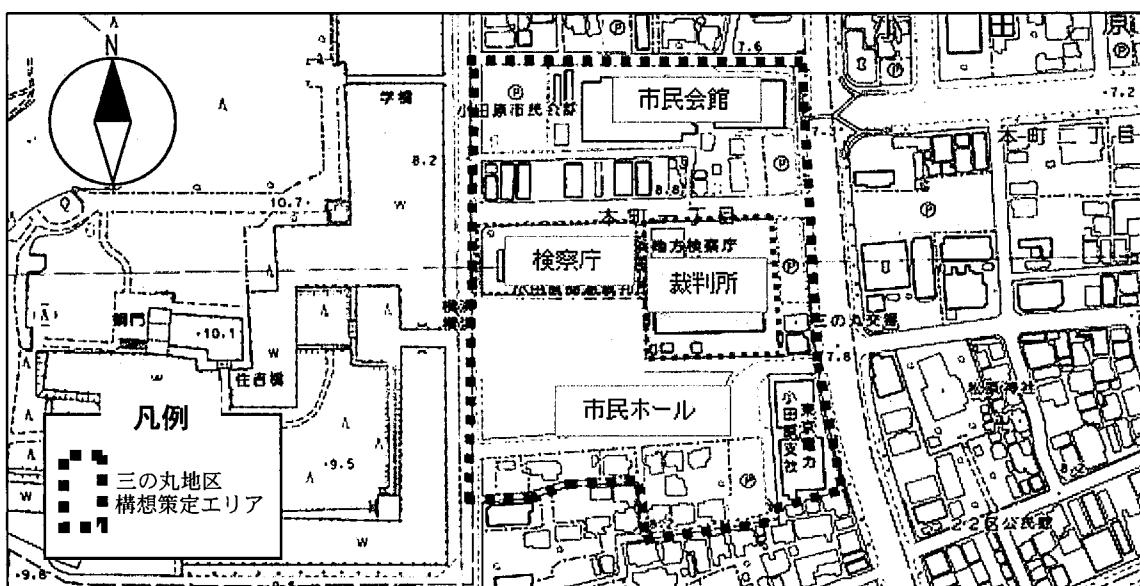
企画政策課、文化政策課、文化財課、観光課、小田原城総合管理事務所、都市計画課、まちづくり交通課、建設政策課の課長及び担当者

(3) 進め方

- ・アドバイザーからの助言を得ながら、市の整備方針について検討を進め、一定の整理ができた段階で、小田原箱根商工会議所が設置した「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会の意見を聴取し、この意見も踏まえて市の整備方針を整理する。
- ・この整備方針に基づき、構想イメージ図を作成の上、三の丸地区構想を策定する。

3 構想策定エリア

北側は市民会館を含む街区から、南側は市民ホール用地及び東京電力小田原支社用地までの範囲とする。



4 スケジュール (平成29年度)

	平成29年												平成30年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
三の丸地区構想策定検討会議	情報共有 (4/25)				アドバイザーからの助言を得ながら、市の整備方針の検討を進める			整備方針に基づきイメージ図を作成し構想を作成					構想策定		
「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会	研究会分科会合同会議 (4/28)		研究会		研究会		研究会		研究会		研究会				

※「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会の開催スケジュール

- 4月28日：研究会分科会合同会議（分科会開催）
- 5月：研究会（分科会開催）
- 6月：研究会（分科会開催）
- 7月：研究会（分科会開催）
- 8月：研究会（分科会開催）
- 9月：研究会（分科会開催）
- 10月：研究会（分科会開催）
- 11月：研究会（分科会開催）
- 12月：研究会（分科会開催）
- 1月：研究会（分科会開催）
- 2月：研究会（分科会開催）
- 3月：研究会（分科会開催）

※「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会の開催スケジュール

- 4月28日：研究会分科会合同会議（分科会開催）
- 5月：研究会（分科会開催）
- 6月：研究会（分科会開催）
- 7月：研究会（分科会開催）
- 8月：研究会（分科会開催）
- 9月：研究会（分科会開催）
- 10月：研究会（分科会開催）
- 11月：研究会（分科会開催）
- 12月：研究会（分科会開催）
- 1月：研究会（分科会開催）
- 2月：研究会（分科会開催）
- 3月：研究会（分科会開催）

資料2

新たな住民窓口サービスについて

1 目的

マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニエンスストア交付サービスを導入するほか、市内郵便局との業務提携により証明書の交付窓口を拡充し、住民サービスの向上を図る。

2 概要

	コンビニエンスストア	郵便局
サービス内容	マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末機（マルチコピー機）で、各種証明書を取得できるサービス	市役所と郵便局を専用回線ファクシミリで結び、郵便局の窓口で各種証明書を取得できるサービス
取得できる証明書	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書 戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し 一部の税証明書	
交付窓口数	全国の約5万店舗	市内25局
取扱日時	各コンビニエンスストアの営業日（年末年始を除く） 午前6時30分～午後11時00分	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時00分
利用できる方	本人：市内に住民登録している方で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付）の交付を受けている方 ※戸籍謄・抄本の取得は、本籍地がある自治体のサービス導入状況による	本人：市内に住民登録している方（申請受付方法は、市の窓口の受付方法と同様） ※戸籍謄・抄本の取得は、市内に本籍地がある方

3 今後の予定等

- サービスの導入は、平成30年度中を予定する。
- サービスの導入に当たっては、おだわらTRYプラン後期基本計画、公共建築物マネジメント基本計画などの諸計画を踏まえ、住民窓口の利用状況や建物の老朽化、立地等を総合的に勘案し、窓口機能や施設の適正配置・再編の検討を進める。
- サービスの導入及び窓口機能や施設の適正配置・再編の検討に際しては、情報提供と意見聴取を予定する。



個人番号カードを利用して 住民票の写し・印鑑登録証明書等を コンビニエンスストア等で 取得できるようになります。

全国の地方公共団体において順次拡大中。

住所地と本籍地の市区町村が異なる方への
戸籍証明書交付もはじめました。



便利

夜間や休日でも
コンビニエンスストア等で
取得できる

簡単

簡単な端末操作で
すぐに取得できる

安心

専用ネットワークと
高度なセキュリティで
安心して取得できる

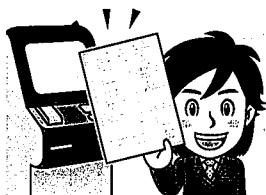


総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

個人番号カードを使って、コンビニエンスストア等で証明書の取得ができます。

便利 & 簡単



お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合にあわせて取得できます。

※サービス提供時間：6:30～23:00
(12/29～1/3を除く)



お住まいの市区町村に関わらず、全国のコンビニエンスストア等※で取得できます。

※セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、Aコープ北東北、セイコーマート、イオンリテール、コミュニティ・ストア、エーコープ鹿児島、セーブオン（端末を設置していない等の理由により、一部ご利用いただけない店舗があります）



証明書が急に必要になった時も、出先ですぐに取得できます。

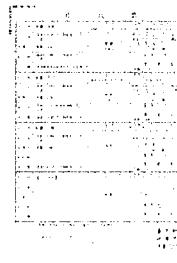
安心

●利用者の多いコンビニエンスストア等でも、個人情報を徹底的に守ります。

- ①ご利用者自らが画面に沿って端末を操作して証明書を取得するため、他の人に見られることはできません。
- ②発行後、端末の音声やアラームでお知らせし、証明書の取り忘れを防止します。
- ③専用の通信ネットワークと高度なセキュリティで、安心して証明書を取得いただけます。

●証明書のおもて面、うら面には高度な偽造・改ざん対策が施されています。

—— 証明書のイメージ ——



おもて面

うら面

※実際の証明書は、市区町村指定の様式になります。

コンビニエンスストア等で証明書を取得する方法
個人番号カードの使い方について

※お住まいの市区町村がコンビニエンスストア等での証明書交付サービスを提供している必要があります。

※個人番号カードの取得や利用方法など詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

※従来の住基カードでもコンビニ交付の利用が可能ですが（お住まいの市区町村の窓口で、このサービスの利用手続きを行っている場合）。

まだの方は
今すぐ
個人番号カードの
申請を！

住民窓口



コンビニ交付で取得できる証明書

<お住まいの市区町村の証明書>

- | | |
|----------|-------------|
| ・住民票の写し | ・住民票記載事項証明書 |
| ・印鑑登録証明書 | ・各種税証明書 |
| ・戸籍証明書 | ・戸籍の附票の写し |

<本籍がある市区町村の証明書>

- | | |
|--------|-----------|
| ・戸籍証明書 | ・戸籍の附票の写し |
|--------|-----------|
- ※市区町村により、取得可能な証明書が異なります

市区町村の対応が決まり次第（証明書の
ご利用方法など）が決まります。

コンビニ交付ポータルサイト
<https://www.lg-waps.jp/>



総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS） <https://www.j-lis.go.jp/>

小田原市木質バイオマスエネルギー利用計画について

1 計画策定の背景

(1) 小田原市における再生可能エネルギーの利用等の促進

本市では、再生可能エネルギーの利用等の促進にあたり、基本的な理念として地域ごとの自然条件に合わせて継続的に活用し、地域活性化に資するような利用を行うことを小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に規定している。

また今般の条例改正においても再生可能エネルギー熱の利用拡大や再生可能エネルギー事業収益の地域還元など、基本理念に基づいた更なる取組の促進を図るための提案をしたところである。

再生可能エネルギー源のうちバイオマスエネルギー、特に木質バイオマス利用は、地球温暖化対策の推進に資することはもとより、太陽光発電等の再生可能エネルギーと異なり、木質チップ等のバイオマス燃料の生産、加工、流通などを地域で新たに創り出すことによって、継続的な地域経済循環を生み出すことにもつながるものである。さらに、山側の林業関係者等に資金が循環することで林地の手入れ不足等の地域課題の解決にも資するなど、副次的効果、波及効果は大きなものとなる。

(2) 国のバイオマスエネルギー関連政策の動向

国内においては東日本大震災以降、電源や熱源といったバイオマスエネルギー利用が拡大し、国の2030年度のエネルギー需要量見込みとそれを賄うべきエネルギー源を示した「長期エネルギー需要見通し（平成27年策定）」においても、天候等に左右されない安定した電源となるバイオマスエネルギー利用は積極的に拡大するものとしている。

また国の大気汚染対策計画（平成28年策定）では、バイオマスエネルギーはバイオマス燃料の生産、流通から利用までの過程における様々な関係者の連携が課題であり、市町村にあってはこうした調整の担い手となることが期待されている。

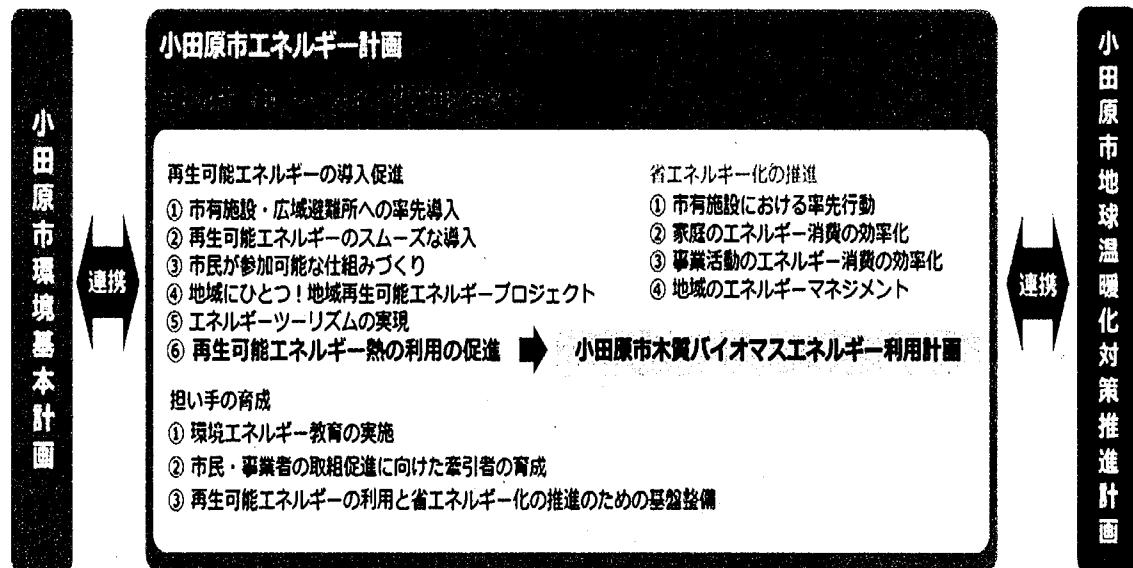
さらに、国の大気汚染対策計画（平成28年改定）では基本的な方針として、地域に存在するバイオマス資源を活用して地域が主体となった事業を創出し、地域への利益還元による活性化につなげていく施策を推進する旨の記載がなされ、発電に比べエネルギー効率の高い熱利用の普及拡大など地域が主体となった取組の推進が確認されたところである。

2 小田原市木質バイオマスエネルギー利用計画の策定

こうした背景を受け本市では、市内の木質バイオマス資源の利用可能量や木質バイオマス利用に係る専門家等からなる懇談会での議論も踏まえ、本市における木質バイオマスエネルギー利用の在り方や実現に向けた取組について定めた小田原市木質バイオマスエネルギー利用計画を策定した。

本計画は、小田原市エネルギー計画（計画期間：平成27年度～平成34年度）に掲げたリーディングプロジェクト「再生可能エネルギー熱利用の促進」のうち、特に木質バイオマスエネルギー導入に向けた個別計画の一つとなる。

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例



3 木質バイオマスエネルギー利用の方向性

(1) 木質バイオマス資源の利用可能量

本市において木質バイオマスエネルギー利用による地域経済の好循環を創出するためには、可能な限り市内産木材等の木質バイオマス資源を活用することが重要となる。

こうした点を踏まえ、森林概況から把握される市内木質バイオマス資源の賦存量を把握するとともに、市内産木材の流通状況や剪定枝の発生状況を調査し、市内における現実的な利用可能量を推計した。

木質バイオマス資源の利用可能量と将来利用可能量

(水分 50%換算での試算)

	発生量	利用可能量	将来利用可能量
未利用材	750t/年	450t/年	1,170t/年
製材端材	285t/年	143t/年	230t/年
剪定枝	5,604t/年	390t/年	520t/年
合計	6,639t/年	983t/年	1,920t/年

※市内における発生量をヒアリング及び流通状況をもとに試算し、そのうち一定の割合を利用可能量とした

(2) バイオマス熱の有効活用

本計画では、本市のバイオマスエネルギー利用は、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第3条の「環境への影響に配慮し、地域ごとの自然条件に合わせ継続的に活用」、「地域固有の資源である再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体により地域の活性化に資するように利用」といった基本理念に基づき、市内木質バイオマス資源の継続的な活用を中心としたコンパクトなバイオマスエネルギー利用を図るものとしている。

また、市内木質バイオマス資源の利用可能量も踏まえ、大規模な発電設備導入ではなく、木質バイオマスボイラーや近年国内でも導入事例が見られる小型の木質バイオマスコジェネレーション(熱源から電力と熱を生産し供給する高効率システム)のように、発電に比べエネルギー利用効率の高い「熱」の有効活用を念頭に置いたコンパクトな利用を、市内の様々な場所で導入していくことを目指すべき方向性としている。

4 地域経済の好循環の創出につながる事業モデル

(1) 事業実施の原則となる基本的な観点

本計画では、市内におけるバイオマスエネルギー利用の在り方について、事業実施の原則となる基本的な観点を次のとおりとしている。

(1) 熱需要に重点を置く

市内においてコンパクトな木質バイオマスエネルギー利用を市内の様々な場所で導入していくため、大規模な発電所ではなく、熱利用を軸にした導入を図る。

(2) 需要家を起点に検討する（需要家リスクの分散）

需要家が事業実施のすべてのリスクを負うのではなく、地域の事業者が地域内の関係者とのネットワークを活用し、生産・流通全体の調整を行うとともに、設備の所有・運転管理を担うことで、需要家のリスクを分散する。

(3) 段階的な導入の見通しをもって構想する

本市においては、木質バイオマス燃料の原料調達、生産加工、そして安定した需要先の確保などを一体的に創出することが求められることから、短期／中期という段階的な導入の見通しをもって進めていく。

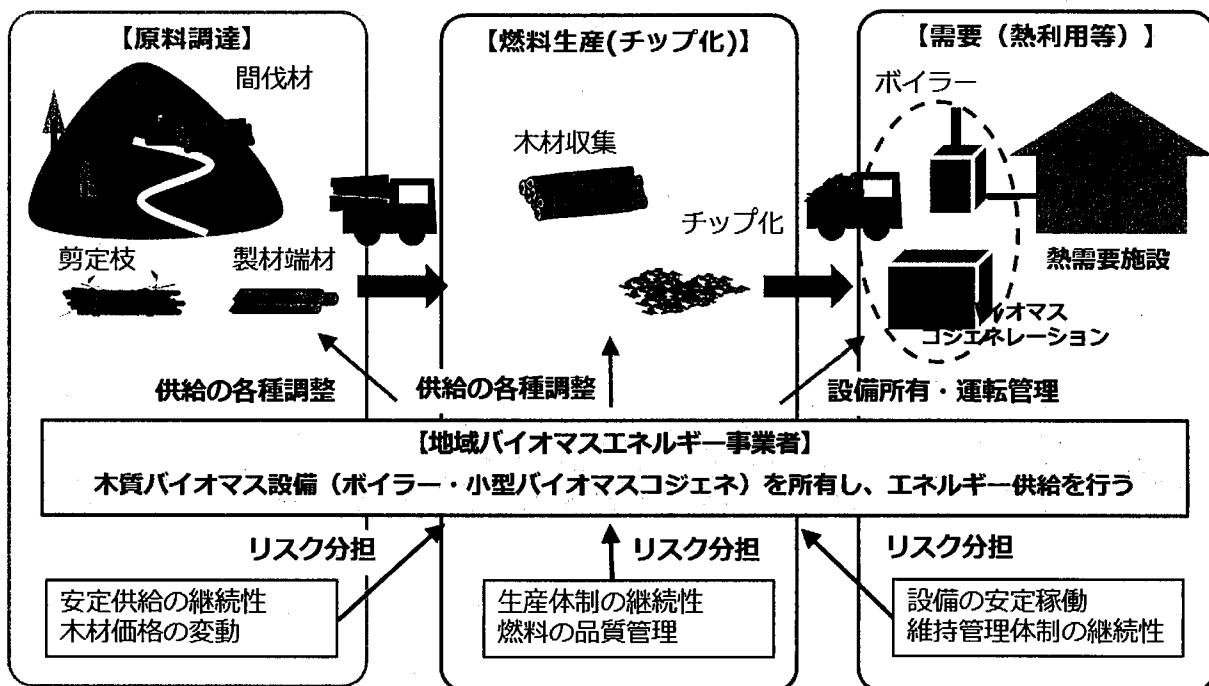
(4) 設備のコストを抑える

コスト競争力を持つモデルを目指し、設備の選定等にあたっては複数の候補を比較検討するとともに、一部設備の共用など、段階的な拡大を見据え全体の事業コストを抑える。

(5) 行政による政策的支援

設備に係るイニシャルコストや設備設置後のランニングコストといった事業コストだけでなく事業実施前の多くの関係者との調整・合意形成、事業用地の確保など、事業実施までには多くの課題が存在する。行政による政策的支援はこうした点も踏まえながら、多角的に検討する。

(2) エネルギーの地産地消による地域経済好循環の創出を実現する取組例



地域経済の好循環の創出

- 域外に依存していたエネルギー調達に係る資金が地域に留まり、山側の林業関係者等に還元される。

地域課題の解決

- 市内山林の林地残材等の活用により、里山・森林環境の改善、生物多様性の保全につなげ、本市の特徴である森川里海の恵みをさらに豊かなものとして次世代に受け渡す。

5 今後の取組

地域経済循環に資する地産地消バイオマスエネルギー利用の実現に向けて、実務の担い手と連携し、具体的な取組を進めていく。

<初年度>

実務の担い手となる木質バイオマス燃料の生産・流通に関わる事業者、燃料製造事業者、エネルギー利用者、行政などを中心として、必要に応じて有識者からの助言等を受け、事業化検討会議を開催。

- ・事業化に向けた詳細調査
- ・効率化によりできる限りのコスト削減を検討
- ・バイオマス利用に係る技術動向及び支援制度等の状況調査

調査等の結果を十分に踏まえ、次年度以降のさらなる検討につなげていく。

<短期（2～3年目）>

- ・供給側と需要側、そして地域エネルギー事業者の燃料調達契約等の事業準備
- ・必要に応じ事業化検討会議に金融機関やエネルギー利用者などの参加も検討

<中期（4～5年目）>

- ・事業用、家庭用を含めて、木質バイオマス利用設備のさらなる導入検討
- ・地域バイオマスエネルギー事業者へのノウハウの集約や、メンテナンス方法の共通化などによるコスト削減効果を活用して、市内の木質バイオマスエネルギー利用の拡大を図る

